

特集

「貧困」克服への取り組み

坂本真一さん・沖野充彦さん（大阪希望館運営協議会）
山田勝治さん・肥下彰男さん（大阪府立西成高等学校）



あんがいおまる一座による「大阪希望館」演劇パフォーマンス（大阪希望館設立記念集会）

人権随想／4ページ

現代日本の貧困—その特徴と克服への取り組み—

福原宏幸さん（大阪市立大学）

このひと／6ページ

隠し続けた過去と決別し、ハンセン病回復者の仲間を支える

宮良正吉さん（関西退所者原告団いちょうの会会長）

NPO・草の根活動／7ページ

和泉ウィルチェアーダンスクラブ 韓国の伝統打楽器グループ「ポムソリ」

人権相談の現場から／8ページ

えせ同和行為に関する相談

解説／9ページ

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

大阪府では…／10ページ

2009年度（平成21年度）人権週間記念行事 人権情報ガイド「ゆまにてなにわvol.23」

お知らせ／10ページ

まちを歩く【第22回】／12ページ

てんのじ村記念碑～上方演芸発祥の地～（大阪市）

人権啓発詩／12ページ

「せんそうと平和」「ありがとう」

特集「貧困」克服への取り組み

「格差社会」の進行が、昨今の不況の中で、社会的に困難な立場にある人々を一層深刻な「貧困」に追いやり、重大な人権問題になっています。このような中であって、困難な人々を支援する取り組みが進められています。この取り組みに学び、何が必要なのかを考えます。

「住まい」と「食」を提供しながら、一緒に再出発の道を探る



さか もと しん いち
坂本 眞一さん
大阪希望館運営協議会事務局長
連合大阪副事務局長
大阪市地域協議会事務局長

おき の みち ひこ
沖野 充彦さん
大阪希望館運営協議会
事務局次長(相談センター担当)
特定非営利活動法人
釜ヶ崎支援機構事務局長



相談に来た時点で 食べるものも泊まる場所もない

坂本 大阪希望館では、仕事と住まいを失った人に、緊急的に「住まい」と「食」を提供しながら、再出発の方向と方法を一緒に考え、支援しています。希望館の名称は、作家難波利三さんの小説『大阪希望館』からいただきました。希望館が発足するまで、私は連合大阪で、沖野さんは釜ヶ崎支援機構で、それぞれ相談に関わる仕事をしてきました。「ネットカフェ難民」の支援を進める大阪チャレンジネットで協働したことがきっかけです。

昨年秋に世界的な金融不安が起こり、大阪では年が明けた2009年1月から派遣切りにあった人たちからの相談が一気に増えました。みんなギリギリまでがんばって、相談に来た時点で「今日食べるものも、泊まる場所もない」という状況まで追い込まれている人も少なくありませんでした。もう行政だけに頼ってられる状況じゃない。民間の力で、緊急対応という入口はもちろん、就労という出口も開拓していこうと、沖野さんから提案を受けたのが活動のきっかけです。

沖野 うちにくる相談にも転々と派遣労働をして、最終的に仕事がなく野宿生活になる若い人たちからの相談が少しずつ増えてきていました。釜ヶ崎に象徴される旧来のホームレス層は、建設など肉体労働に従事していた人がほとんどです。何人かで作業し、仕事が終わってから一緒に酒を飲むなどの集団性がありました。仕事が終われば釜ヶ崎に戻り、また仕事を探す。先輩から仕事や生活の知恵を教わるという助け合いもあります。釜ヶ崎は仕事の中継点であり、第二のふるさとのような役割も果たしていたわけです。

一方、今の若い人たちは人と仕事や生活をともにするという経験が少なく、非常にひ弱にされている

と感じます。また、仕事も携帯で連絡をとり、ラインで与えられた仕事を黙って繰り返すだけという状態で、バラバラです。ホームレス問題と地続きだけど、今までとは違う。従来のホームレス支援とは違う視点での支援が必要だと考えました。

市民運動としての「大阪希望館」を広げていく

坂本 施設保護と居宅福祉を兼ね備えた支援が必要だということですね。施設保護はケアがあるがプライバシーがない、居宅福祉はプライバシーはあるがケアがないということが多いのですが、希望館では両方をやろうということです。

もうひとつ、議論をしていて面白いと思ったのは、ひとつの建物を希望館とするのではなく、この活動に関わる人やまち、インターネットというバーチャルな関係も含めて、コミュニティー全体を「希望館」と呼ぼうということでした。

沖野 相談を受けるだけでなく、来た人が何らかの支援を受けられるものをつくりたかった。ただ現実問題として希望館が受け入れられる人数には限りがあります。生活保護施設やホームレス対策の自立支援センターなどとのネットワークをはじめ、就労という“出口”を確保する働きかけや資金集めも含めた全体が「大阪希望館」という市民運動だととらえています。

一番難しいのが“出口”の問題です。希望館で住まいを確保して職業訓練を受けたとしても、仕事はそう簡単には見つかりません。就労ができたとしても、以前と同じ非正規の働き方になってしまう可能性が大きい。これは本人の責任ではありません。非正規雇用の問題に根本的なところから取り組まなければ、仕事を失ったとたんに住まいまでも失う人は増え続けると思います。

自分の生活を意識化し、生きる力を 身につける「反貧困学習」



やま だ かつ じ
山田 勝治さん
(大阪府立西成高等学校校長)



ひ げ あき お
肥下 彰男さん
(大阪府立西成高等学校教諭)

自分の足下を学び、生活を「意識化」する

山田 高校進学率96%という中で、さまざまな背景をもつ生徒がいて、将来の見通しがたてにくいというのが現状です。しかし何とか展望をもたせたいと卒業させたいという思いがありました。一方、西成は釜ヶ崎や被差別部落、在日問題など日本社会における課題が集約された地域でもあります。そこで、まず自分たちの足下を勉強しようと「西成学習」が始まりました。

肥下 「西成学習」を始める前、生徒たちの様子に荒れている部分が見られました。なぜだろうと考え、生徒も教師も厳しい生活背景への認識のなさが生徒の「荒れ」につながっているのではないかと、思い至りました。そこで、足下を考えるための教材づくりが始まったんです。教師である私たちにとっても必要なことでした。

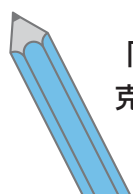
これまでも西成高校では「反差別」を軸にした人権学習をおこなってきましたが、非正規雇用の拡大やひとり親家庭の増加など、近年さらに厳しさを増してきている生徒たちの生活環境を考えると、「反貧困」という軸がより実感をもって取り組めるのではないかと考えました。こうして2007年度より「反貧困学習」が始まりました。

身近なテーマに、 生徒たちが自らの生活を語り始めた

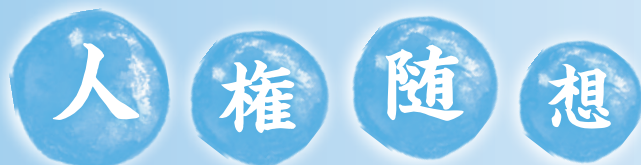
肥下 反貧困学習には7つの視点と20のテーマがあります。(1)自らの生活を「意識化」する(2)現代的な貧困を生み出している社会構造に気づく(3)「西成学習」を通して、差別と貧困との関係に気づく(4)現在ある社会保障制度についての理解を深め

る(5)非正規雇用労働者の権利に気づく(6)究極の貧困である「野宿者」問題を通して生徒集団の育成をはかる(7)「新たな」社会像を描き、その社会を創造する主体を形成する という視点を念頭に、「ネットカフェ難民」「ホームレス中学生」「ワーキングプア」など10代の生徒に身近な問題を教材にとりあげ、生徒どうしや教師と生徒が対話します。生徒たちのなかには、家族が非正規雇用や派遣で働いていたり、ひとり親家庭や親との関係がうまくいっていなかったりする子が少なくありません。感想には生徒たちの実感がこもった言葉が書き出されました。なかでもシングルマザーをとりあげた時は、積極的に自分の生活を書いてきました。それを見て、「生徒たちの生活を中心にした学習が本当の人権教育だ」と確信しました。そして、高校は子どもの権利から労働者の権利につなげる時期だと考えようになりました。その権利侵害にどう取り組むのか。そのとき、解放運動や労働運動に学ぶことがたくさんあるのです。

山田 しんどさを人に向けて語るとするのは難しいけれど、生徒たちには自分を表現したいという思いも、表現することによって人とつながっていくという実感ももっています。「しんどい」というひと言を教師たちがていねいに拾い上げ、「具体的にどういうこと？」と返してきた積み重ねが、少しずつ生徒たちの気づきや生活の「意識化」につながってきているのを感じています。貧困層だから「反貧困」を掲げるのではありません。誰もが貧困に陥らないような社会の仕組みをともに学び、生きる力を身につけてほしいと願っています。



「格差社会」と不況による「貧困」の中で、生活や就労、教育の分野で、困難な人々を支え、「貧困」を克服しようとする取り組みが進められています。そこでは、常にその人に寄り添い、困難な生活を一緒に考えて、そこから「反貧困」の生きる力を見つけ出していこうとする、まさしく一緒に「希望」をつかみとる営みがあります。このような取り組みを広げていくことが大切だと感じました。



「現代日本の貧困 —その特徴と克服への取り組み—」



ふく はら ひろ ゆき
福原 宏幸さん
(大阪市立大学大学院教授)

1. 現代日本において増大する貧困の現状

2005年、経済協力開発機構(OECD)は、日本の相対的貧困率が90年代を通じて上昇し、2000年には先進諸国の中ではアメリカに次ぐ数値となったと報じたが、このことは日本社会にとって衝撃的なできごとであった。もちろんすでに、日本でも多くの研究者たちが、様々な政府統計を使って貧困率を推計し、そのいずれもが貧困率の上昇傾向とその高さを指摘していた。しかし、国際比較の中で、ワースト2と名指しされたことのインパクトは大きいものがあつた。

このOECDは、つい最近に発表した『雇用アウトLOOK2009』において、現在の景気低迷の以前から日本の貧困層のうちワーキングプア(働く貧困者)が80%以上を占め、OECD諸国平均の63%を大きく上回っていたことを明らかにした。また、日本では「職に就いている者が最低一人以上いる世帯に属する個人」の11%が貧困にあるとし、この値は、OECD諸国中トルコ、メキシコ、ポーランド、アメリカに次ぐ5番目の高さであった。

日本でも、かつて政府の新自由主義的政策の要であった経済財政諮問会議の場に2009年4月22日に提出された資料『所得格差の現状について』は、複数の政府統計を使ってジニ係数を計測するといずれも上昇しており、所得格差が拡大していること、相対的貧困率(一人あたり世帯所得の中央値290万円の50%を基準)が1984年の7.3%から2004年には9.5%に上昇していること、そして年収150万円未満の労働者の割合が1997年の

19.4%から2007年には24.3%にまで上昇しワーキングプアの増加が貧困増大の主な要因であるとした。

このように、いずれの資料を見ても日本では貧困が拡大し、その多くはワーキングプアの増加によることが明らかとなった。また、こうしたワーキングプア層世帯に暮らす子どもたちの貧困も拡大していることも見逃してはならないだろう。とくに、母子世帯とその子どもたちの貧困は深刻である。

2. 現代貧困の特徴としてのワーキングプア

では、なぜ、ワーキングプアがこれほどまでに増えているのだろうか。それには、いくつかの要因をあげることができる。第1は、非正規雇用者とりわけ派遣労働者の急増がある。たとえば1985年の非正規労働者は、全雇用者の16.4%であったが、2008年にはほぼその倍の34.0%に達した。この大量の非正規雇用者は、企業の生産量の短期的な変動に応じて、またスーパーマーケットなどの大型店舗では営業時間の延長に伴って、雇用者数をフレキシブルに加減しようということで導入されてきた。また、経済のグローバル化によって、途上国並みの賃金水準がそこに持ち込まれることになった。すなわち、非正規雇用者は、大手製造業を中心としたグローバル企業の経営戦略によってもたらされたものといえる。とはいえ、これら大手企業の正規労働者によって組織された企業別組合もまた、これを黙認してきたことの影響も見逃せない。

第2に、政府が、他の先進諸国の中で極めて低い

水準にあった最低賃金を長年にわたって放置してきたことの影響も大きい。標準賃金額に対する最低賃金の水準を示した国際比較では、大陸欧州諸国の多くが約40%であるのに対して日本はわずか28%にすぎなかった(2006年)。

第3に、日本政府は、労働者派遣法の改正を繰り返し、1999年の改正では「除外業務以外は派遣労働の対象」となり、2003年の改正では「製造業務」を適用対象とした。こうして、今日「派遣切り」として取り上げられている製造業派遣が急増していったのである。また、日本の雇用保険は、期限付き雇用である非正規労働者など短期雇用者の加入を認めてこなかったことから、彼らの失業が直ちに貧困へと滑り落ちていく構造ができあがっていた。すなわち、雇用のセーフティネット機能が極めて不十分であることも、貧困増大の大きな要因であった。

長期的な観点からこれらの現象を見ると、いずれも1990年代後半以降の大きな変化であることがわかる。高度経済成長の時代においては、非正規雇用は主婦によるパートタイム労働が圧倒的に多く、家計補助的な役割を担うものであった。それは、女性労働の観点から問題にされたとはいえ、貧困に直接つながるものではなかった。また、失業は短期のものが多く、90年代初頭になって中高年のリストラによる長期失業が問題とされ始めた。もちろん、かつての同和地区住民などのマイノリティの貧困は深刻であったが、次第にそれも改善されているものとの理解がなされていた。

したがって、今日の貧困は、90年代以降の経済のグローバル化に端を発し、同時にこれらの政策を要因としてもたらされたワーキングプアの増加によるところが大きく、それは雇用の不安定化によってもたらされた「新しい貧困」と言うことができる。

3. 貧困の克服に向けて

こうした事態に対して、なによりも新しいセーフティネットの構築が求められている。新たに登場した民主党政権は、マニフェストにおいてこの問題を取り上げ、いくつかの政策を発表した。

まず、「子育て・教育」では、子ども手当、公立高校生への授業料無償化、生活保護の母子加算の復活などを掲げた。「雇用・経済」では、雇用保険の適用を非正規労働者へ広げるとともに、求職者支援制度を柱とする雇用のセーフティネットの拡充、常用雇用の拡大・製造業派遣の原則禁止、最低賃金引き上げと均等待遇などを示した。とくに、求職者支援制度は、雇用保険と生活保護との間をつなぐ第2のセーフティネットと位置づけられ、失業給付終了者や自営業廃業者への能力開発手当の支給などの導入を掲げた。これらは、ワーキングプアの雇用の安定化を図るものである。

子育て・教育と雇用に向けたこれらの施策は、いずれも重要である。しかし、貧困に対する最も重要な政策である最低生活保障制度＝生活保護制度の改革について言及がなかった。生活保護制度は、貧困に陥っている人すべてに対し、利用しやすい制度へ、また彼らの社会・経済への参加と生活の自立を支援するものへ向けた改革が求められているのである。いわば、貧困克服と社会的包摂に向けた最も基本的な政策として、見直しが迫られているのである。

用語解説

●ネットカフェ難民

何らかの理由で住居を失ったり、帰れなくなったりしたため、昼間は日雇い派遣などの仕事を続けながら、夜間は格安なインターネットカフェや漫画喫茶などで寝泊りして過ごす人々。厚生労働省は2007年に調査を行い、推計人数は5400人と発表した。

●貧困率

ある国や地域における所得格差を表す指数。最低水準に満たない所得しか得られない人の割合を表す絶対的貧困率と、統計上の中央値の半分に満たない所得しか得られない人の割合を示す相対的貧困率がある。経済協力開発機構(OECD)では、相対的貧困率を用いてOECD諸国の国際比較を公表している。

●ジニ係数

社会における所得分配の不平等さを測るために使われる指標。1936年にイタリアの統計学者コッラド・ジニが考案した。係数の範囲は0から1で、係数の値が0に近いほど格差が少ない状態で、1に近いほど格差が大きい状態であることを意味する。



隠し続けた過去と決別し、 ハンセン病回復者の 仲間を支える

みや ら せい きち
宮良 正吉さん

関西退所者原告団 いちょうの会 会長

療養所でも地域でも 回復者が安心して暮らせるように

2009年4月、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称：ハンセン病問題基本法）が施行された。同月、宮良正吉さんは関西のハンセン病の回復者でつくる「いちょうの会」の会長になった。

国賠訴訟は原告が全面勝訴し、国は90年にも及んだハンセン病政策の過ちを認め、謝罪した。回復者の社会復帰も進められたが、徹底的な隔離政策によって根付いた差別と偏見は今も根強く、社会復帰をあきらめた人は少なくない。一方で、療養所を出た人は、回復者であることを知られるのを怖れるあまり孤立する人たちがいる。「偏見の壁を取り払うには、療養所を“社会化”して誰でも利用できるようにすることと、回復者が安心して社会復帰できることの両方が必要だ」と、基本法成立に向けて運動が広がった。宮良さんも街頭で署名を集めた。

患者だったことを忘れようとしながら 生きてきた

今でこそ顔も名前も出して活動している宮良さんだが、国賠訴訟の最中には「寝た子を起こしてくれるなよ」といながらテレビを見ていた」と話す。

石垣島で、9人きょうだいの末っ子として生まれた。小学5年生で発病し、療養所へ強制隔離された。家を出る前の夜、母は宮良さんを抱いて泣いた。「何も知らなかったから、母に抱かれたことがうれしくてね」。療養所で初めて現実に直面する。手足を失った人たちに衝撃を受けたが、「真面目に治療すれば治る」という医師の言葉に望みをつないだ。

19歳の春、岡山の療養所内の高校を卒業すると同時に、大阪の印刷会社に就職。一緒に大阪に出た仲間たちとはいつしか連絡をとらなくなった。25歳で結婚し、2人の子どもの恵まれた。「ハンセン病

患者だったことを忘れようとしながら生きてきた」宮良さんの意識が変わったのは国賠訴訟での勝訴を目の当たりにしてからだ。

「隔離がハンセン病患者の家族や暮らし、地域といった生活基盤を奪った。隔離がもっと早くなっていたら、多くの人が生活基盤を失わずにすんだのにとします。医者だけでなく、隔離政策を継続してきた国家の罪を問うたということにもものすごい衝撃を受けました。給付金も助かった。」

家族の理解に支えられながら課題に取り組む

今度は自分にできることがあれば、何かお手伝いしたいと、会合や集会に参加するように。妻には結婚前にハンセン病のことを話していたが、子どもたちには話さずにいた。活動をきっかけに思い切って話すと、拍子抜けするほど冷静に受け止めてくれた。「もし家族に反対されていたら、ここまでやっていない。家族の理解は本当に大きいです」とかみしめるように話す。

高齢化が進み、毎年100人ほどの回復者が亡くなる。療養所にとどまった人も社会復帰した人も、医療や介護の問題は切実だ。給付金を頼りに生活する人が多いため、回復者本人が亡くなった後の生活の見通しが立たないという家族も多い。「回復者でなくても、一緒に苦労してきた妻なり夫なりにも何らかの手当が必要なんです」。関西に住む回復者を中心にいていねいな聴き取りをし、具体的な施策へとつなげていきたいと考えている。

課題は多いが、宮良さんの表情は明るい。今年の夏、療養所の夏祭りに初めて妻を誘って一緒に参加した。「こういうことが普通になってほしい。そのために私なりにがんばります」と、笑顔でしめくくった。

和泉ウィルチェアーダンスクラブ

和泉ウィルチェアーダンスクラブは、和泉市ゆう・ゆうプラザで開催された「車いすダンス講習会」から生まれたクラブです。練習する中から、お互いを思いやる心や残在機能を動かす心のリハビリとしても効果があり、リズムやメロディーを感じ個々の感性を表現することで一人ひとりが自分らしく輝き、自己実現するエンパワーの広がり、障がいのある人とない人との交流をはかり、幼稚園・学校でのワークショップ、福祉施設での心のキャッチボールなど家庭や地域に心の風を送っています。

「練習は嘘をつかない」は私たちの合言葉です。大阪府障がい者芸術・文化フェスタに第1回から6回連続で参加し、創作の喜びを共に実感して、小学生や施設の方々と命の輝きを伝えています。

また、2003年(平成15年)「おおさかヒューマンフェスタin いすみ」、2006年(平成18年)「大阪ふれあい大会2006」(クレオ大阪中央)、2008年(平成20年)「和泉市民ステージ」などにも参加させていただいております。

もう一つの合言葉は「継続は力なり」です。2002年(平成14年)から毎年7月に和泉市ゆう・ゆうプラザで開催される公民協働事業「車イスダンス&心のバリアフリー」は、障がいのある人とない人が相互理解を深め、幼稚園児、小・中学生など幅広い年齢の方々自らが創り上げるイベントとして定着しています。2009年(平成21年)12月5日(土)に桃山学院大学で開催される「車いすダンス&心のバリアフリーin桃大」にも出演させていただく予定です。

また、2007年(平成19年)には、「大阪府草の根人権活動奨励賞」をいただき、活動の励みになっています。

和泉ウィルチェアーダンスクラブを個々の自立から人々との豊かな関係づくり、社会との共生へと育てて頂いた皆さまに感謝し、人権のまちづくりの根幹でもある思いやりの文化を生んでいきたいと願っています。

連絡先：和泉ウィルチェアーダンスクラブ
メール：tanenori_n@hotmail.com



韓国の伝統打楽器グループ「ポムソリ」

朝鮮半島の代表的な太鼓「チャング」の音を聴くと、お腹の奥底から静かに激しく不思議なエネルギーが湧いてきます。楽しさや歓喜溢れる躍動感の中に、悲哀や独特のねばっこさやドロくささが混在した静と動の響きを感じることでしょう。チャングは左右の音の高低で「天と地」、胴が「人」の姿を象り、チャングひとつで天地人という森羅万象の世界を表現しているそうです。そこには、人々が自然と共存してきた東洋的な思想が息づいています。

朝鮮半島と日本は…古くから深いつながりがありながらも悲しい争いの道を辿り、歴史に翻弄され、在日の方々への差別は今も根深く潜んでいます。そんな背景に目を背けず、差別や非難ではなく、素晴らしさを認め伝え広め合おう!…そんな思いから「ポムソリ(春の声)」は誕生しました。だから、誰もが参加できる地域の開かれた場、大阪狭山市立公民館でのチャング講座が出発点で、今もずっとここで練習しています。

講座の修了生で1999年(平成11年)2月ポムソリを結成し、南河内地域を中心に演奏やワークで韓国の伝統打楽器の素晴らしさを伝えています。人々の心に偏見や垣根がなくなることをお願い、学校での人権教育や国際理解教育に積極的に協力。活動して10年、富田林市の中学4校で計50数台のチャングが備わり、チャング体験を通してお隣の国について学ぶ場が広がっています。

このような活動が認められ、2007年度(平成19年度)「大阪府草の根人権活動功労賞」を受賞しました。そして今年は、府の推薦により三井住友海上文化財団の助成事業に入選。12月初旬に、富田林市と遺跡上で歴史的なつながりの深い韓国益山市から重要無形文化財「イリ農楽団」を招き、子どもたちとの交流を企画しています。12月の人権週間には、ぜひ沢山の方々にも本場韓国の伝統文化の素晴らしさにふれてもらいたいと頑張っています。

これからもポムソリは共生への未来を夢見て「平和と希望と喜びの音」を叩きながら練り歩いていきたいと思っています!

連絡先：とんだばやし国際交流協会内まで
TEL・FAX：0721-24-2622



人権相談の現場から

えせ同和行為に関する人権相談

相談

銀行が口座開設時に必要な書類の一覧表を提示し、現在は提出する必要のなくなった書類について提出が不要である旨を伝えずに、提出させてしまった。

銀行側は落ち度があったので謝罪したが、相手方は納得せず、同和の団体名を名乗って不当な要求をしている。

対応

「同和問題はこわい」という誤ったイメージを利用して、会社や個人、官公署などに威圧的な態度で執拗に迫り、高額な書籍を売りつけたり、不当な利益を求めるえせ同和行為は、同和問題に関する誤った意

識を植えつける大きな原因となり、同和問題解決の大きな妨げになっています。

えせ同和行為に遭遇したときは、不当な要求を、「きっぱり」と断りましょう。あいまいな返事をする、いっそう困難な状況になる場合があります。

また、相手の要求を受け入れることが差別の拡大につながります。執拗にえせ同和行為を繰り返す場合は、「今後どうすべきか行政機関に相談する」と伝え、府や市町村、法務局、警察、府暴力追放推進センター、弁護士会などに相談してください。

窓口担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応する必要があります。

えせ同和行為等根絶大阪連絡会議

「同和」や「人権」の名をかたり、企業や団体に不当な利益を求める「えせ同和行為」等をなくすため、2007年6月5日、『えせ同和行為等根絶大阪連絡会議』が結成されました。

大阪府内の自治体や企業組織、運動団体等で構成し、会長には、大阪商工会議所会頭 野村明雄さんが就任され、連絡会の事務局として、(財)大阪府人権協会が連絡窓口の役割を担うこととなっています。

えせ同和行為とは、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」といった誤った意識を悪用して、何らかの利益を得るために同和問題を口実に、企業や団体に「ゆすり」「たかり」といった不当な要求等を行う行為で、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む要因ともなっています。

連絡会では、えせ同和行為等の根絶に向け、相談体制の確立をはじめ、相談活動、事象の集約、研修・啓発活動等に取り組んでいきます。

相談窓口

- (財)大阪府人権協会 電話：06-6568-2983
(えせ同和行為等根絶大阪連絡会議事務局) 人権相談専用電話：06-6562-4040
- 大阪企業人権協議会事務局(エル・おおさかオフィス) 専用電話：06-6947-0071
- (財)大阪府暴力追放運動推進センター
電話：06-6946-8930(中央相談室) 電話：06-6303-8930(淀川相談室)
電話：06-6646-0893(天王寺相談室) 電話：072-232-8930(堺相談室)
- 大阪法務局人権擁護部 電話：06-6942-9492
- 大阪弁護士会(総合法律相談センター) 電話：06-6364-1248

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」と 大阪府のハンセン病対策の取り組み

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が2009年(平成21年)4月1日に施行されました。そこで、広く皆様に「ハンセン病問題」についてご理解いただくために、この法律及び大阪府の取り組みについて概要を述べます。

【ハンセン病問題と法律の意義】

全国15か所のハンセン病療養所等において、2,584名(2009年5月1日現在)の方が生活しています。入所者の高齢化が進み、平均年齢は約80歳で、毎年多くの方が亡くなっています。入所者数が減っていく中で、療養所としての機能が維持できなくなるという事態が危惧されています。

1907年(明治40年)から1996年(平成8年)まで続いた国の隔離政策の中で、ハンセン病患者は隔離され、ハンセン病が治癒したあとも「らい予防法」のもとで、療養所での生活を余儀なくされてきました。平均在園期間が50年以上という入所者にとって、今から療養所の外で暮らすことは考えられないのが現状です。

一方、療養所から出て社会生活をしている退所者は、全国で約1,400名といわれています。関西には約200名の方が暮らしていますが、ハンセン病に対する偏見や差別のために、病歴を家族にも明らかにできずに、医療や介護、近隣との関係など多くの困難を抱えて暮らしています。

本年4月に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」においては、第1条(趣旨)に、「ハンセン病問題」とは、「隔離政策に起因して生じた問題」であると明記されています。

そして、前文には、

「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者等が受けた身体及び財産に係る被害、その他、社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない」と、この法律の制定の趣旨・理念・目的などが強調して述べられています。

また、この法律において、ハンセン病の患者であった者等の「福祉の増進、名誉の回復等、現在も存在する問題の解決の促進」に関し、基本理念(※)及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。

※この法律の基本理念として、次の3点が挙げられています。

- 隔離政策によって加えられた「被害の回復」
- 入所者の生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営めるよう配慮すること。
- 全ての人は、ハンセン病患者であった者等に対して、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはいけない。

【地方公共団体の責務】

次に、この法律に記載されています、地方公共団体の責務について明記されている主な条項について述べます。

第5条には、

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。と記載されています。

<大阪府の取り組み>

大阪府では、ハンセン病回復者等への知事の謝罪を踏まえて「大

阪府ハンセン病実態調査報告書」を作成しています。(2004年(平成16年)作成一大阪府のホームページに掲載。)この報告書並びに、「第3次大阪府障害者計画(後期計画)」及び「ふれあいおおさか高齢者計画2009」等に基づいて、ハンセン病問題の普及・啓発及びハンセン病回復者の相談支援体制の充実、医療・福祉の増進等を図っていきたいと考えています。

また、大阪府の委託により、社会福祉法人大阪府総合福祉協会のコーディネーターが、入所者や退所者等に対して相談・支援を行っています。そして、入所者の里帰り事業や高校生・看護学生を対象とした「ハンセン病療養所入所者とのふれあい体験交流会」などの交流・啓発事業も実施しています。

第16条には、

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

と記載されています。

<大阪府の取り組み>

大阪府では、府内の2医療機関の協力を得て、退所者等が安心して医療機関に受診できるよう体制を整備し、今後も拡大・充実を図ります。

第17条には、

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な処置を講ずるものとする。

と記載されています。

<大阪府の取り組み>

大阪府としましては、ホームページ、リーフレット『ハンセン病を正しく理解するために』、ハンセン病問題講演会(関係団体と共催)及び当事者団体との連携をとって、啓発・情報提供等に取り組んでいます。また、退所者宅への訪問により、相談・助言を行っています。

【法律を生かし、育てましょう!】

この法律の意義は、単なる福祉政策ではなく、隔離政策を策定・実行した法的責任として、国や地方公共団体の「被害回復義務」を定めていることです。また、長年、社会から隔絶されて療養所内での生活を余儀なくされた入所者の方々が、終生、療養所で安心して過ごせるための「人員体制の確保」を明記したことです。さらに、入所者の生活環境が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるよう配慮されなければならないと、「地域社会との関係が極めて重要」であることを謳っていることです。

今後、大阪府としましては、府内市町村や関係機関・団体と協力しながら、ハンセン病回復者の方々が偏見や差別を受けることなく、地域や療養所で安心して過ごせるよう、ハンセン病問題の解決に向けた取り組みをすすめていきたいと思っています。府民の皆様も一緒に、ハンセン病回復者の方々が安心して生活できる街づくりをめざしていただきたいと思います。

ぜひ、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

大阪府では…

■2009年度(平成21年度) 人権週間記念行事

「おおさかヒューマンフェスタ2009—平和と人権のつどい—」
「第57回中学生人権作文コンテスト表彰式」

12月4日から10日の人権週間を記念してピースおおさかで開催します。
皆さんの多数の参加をお待ちしています。

日 時	12月13日(日)午後1時～午後4時(予定)
会 場	ピースおおさか(財団法人大阪国際平和センター) 大阪市中央区大阪城2番1号 (JR環状線・地下鉄「森ノ宮」駅下車、西へ約400m)
内 容	第57回中学生人権作文コンテスト表彰式 講演会 講師:森島寛晃(セレッソ大阪アンバサダー) ピースおおさか館内展示
参 加 費	無料(ただし事前申込が必要ですのでお問い合わせ下さい)
問 合 せ	大阪府人権室人権教育・啓発グループ TEL:06-6944-6189 FAX:06-6944-6616

■人権情報ガイド 「ゆまにてなにわvol.23」

内 容 はじめて人権について学ぶ人のための
人権入門の案内冊子

一人ひとりに違い(=個性)があり、かけがえのない存在として大切なこ
とや、いろいろな人権問題のこと(例えば、同和問題、女性の人権、障がい
者の人権、高齢者の人権…など)をわかりやすく解説したものです。

人権研修等で活用ください。

体 裁 A4版 34ページ
※冊子が必要な方は下記あてにご連絡ください。

(ただし、部数に限りがあります)

冊子は無料ですが、送料をご負担ください。

連 絡 先

〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
大阪府人権室人権教育・啓発グループ
TEL:06-6944-6189
FAX:06-6944-6616



お知らせ

全国一斉

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

■日時/11月15日(日)～21日(土)午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時) ■内容/夫・パートナーからの暴力や職場におけるセクハラ、ストーカー行為など女性をめぐる各種の人権問題に関する相談を実施(女性の人権問題に詳しい人権擁護委員が相談を担当します。相談は無料で秘密は厳守します)。 ■電話番号/0570-070-810 ■問合せ/大阪府局人権擁護部第三課 TEL:06-6942-9492 FAX:06-6943-7406

高槻市

人権ばらえいてセミナー

■日時/10月23日(金)から毎週金曜日5週連続講座 午後2時～4時 ■内容/精神障害者の人権/講師:高谷義信さん 高齢者の人権/講師:高岡克行さん 同和問題/講師:渡辺俊雄さん 子どもの人権/講師:野田忠司さん 多文化共生と人権/講師:斉藤ネリーサさん ■場所/高槻市役所 総合センター14階C1401 他 ■定員/150名 ■入場料/無料 ■その他/手話通訳・保育あり(保育は要事前申込) ■問合せ/高槻市人権まちづくり協会事務局 TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877

人権を考える市民のつどい

■日時/12月5日(土)午後1時～4時 ■内容/人権啓発作品入選表彰式・講演ほか ■講師/イーデス・ハンソンさん ■場所/高槻市立生涯学習センター多目的ホール ■定員/300名 ■入場料/無料 ■その他/手話通訳あり ■問合せ/高槻市人権まちづくり協会事務局 TEL:072-674-7878 FAX:072-674-7877

2009フェスタ・ヒューマンライツ

■日時/12月6日(日)午前9時30分～午後3時 ■内容/映画上映や舞台発表、活動紹介や体験コーナー、バザーや食べ物コーナーほか ■場所/高槻市立富田ふれあい文化センターほか ■入場料/無料 ■問合せ/2009フェスタ・ヒューマンライツ実行委員会事務局(高槻市人権まちづくり協会富田分局内) TEL:072-696-2101 FAX:072-696-5778

吹田市

2009人権フェスティバル

■日時/12月6日(日)午後1時30分～4時 ■内容/講演:「変動する地球環境の中で」～地球はつながっている～ 正木明さん(気象予報士) 人権コンサート:「夢をあきらめないで」～絶望とひきこもりを乗り越えた先にあるもの～ ESPERANZA(フルート・オカリナとベースのユニット) ■場所/吹田市文化会館「メシアター」中ホール ■定員/500名 ■入場料/無料 ■その他/手話通訳あり ■問合せ/吹田市自治人権部人権平和室 TEL:06-6384-1539 FAX:06-6368-7345

豊中市

人権教育をすすめる市民の集い

■日時/11月10日(火)午後1時～3時30分 ■内容/講演:「典子は、今」あれから27年 ■講師/白井のり子さん ■場所/豊中市立市民会館大ホール ■定員/1,500名(先着順、要

事前申込) ■入場料/無料 ■その他/手話通訳一時保育あり(要事前申込) ■問合せ/豊中市教育委員会人権教育企画課 TEL:06-6858-2573 FAX:06-6846-9649

箕面市

みのお市民人権フォーラム24th～答えはいつも自分のなかにある～

■日時/12月5日(土)～12月6日(日) ■内容と講師/12月5日 全体会/講演「発展途上国から世界に通用するブランドをつくる」講師:山口絵理子さん(㈱マザーハウス代表)/12月6日 分科会/部落問題・障害者問題・在日外国人問題・地方自治・教育(子ども)・宗教(習俗)・女性問題に関する各講演など ■場所/全体会/箕面市立市民会館(グリーンホール)・大ホール 分科会/市民活動センター・らいとびあ21他 ■参加協力費/全体会・分科会通し券/一般1,000円(障害者市民・高齢者市民の介護者は1人無料) 分科会のみ/一般500円 ※18歳以下すべて無料 ■その他/手話通訳・要約筆記一時保育あり ■問合せ/みのお市民人権フォーラム24th事務局 TEL:072-720-6630 FAX:072-720-6623

池田市

男女共同参画社会をめざす市民フォーラム

■日時/11月14日(土)午後2時～4時 ■内容/「DV根絶に向けて:女性と子どもを守るために」 ■講師/井上摩耶子さん ■場所/池田市市民文化会館小ホール ■定員/200名(要事前申込) ■入場料/無料 ■その他/手話通訳一時保育あり(要事前申込) ■問合せ/池田市総務部人権推進課 TEL:072-754-6232 FAX:072-752-9785

豊能町

豊能町人権まちづくり協会 研修会

■日時/10月31日(土)午後2時～4時 ■内容/気づきから支援へ～ボク、発達障害と生きてます～ ■講師/南雲明彦さん(アットアーク明達館高等学校 特別支援アドバイザー) ■場所/豊能町立西公民館大会議室 ■定員/約100名(先着順) ■入場料/無料 ■その他/手話通訳実施予定

2009年度人権を考える集い

■日時/12月6日(日)午後2時～4時 ■内容/人権に関する標語等募集事業 入選者表彰式・講演会 ■講師/湯浅誠さん(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局長)〈演題〉人としての尊厳を守る～貧困と人権～ ■場所/豊能町立ユニバーサルホール ■定員/約500名(先着順) ■入場料/無料 ■その他/手話通訳、筆記通訳実施予定 ■問合せ/上記事業すべて 豊能町人権まちづくり協会事務局(豊能町住民人権課) TEL:072-739-3412 FAX:072-739-1980

枚方市

人権文化セミナー

■日時/10月28日(水)午後2時～3時30分 ■内容/趙博さん(在日韓国人二世シンガーソングライター)によるトーク&コンサート ■場所/ラポールひらかた大研修室 ■定員/144名 ■入場料/無料 ■問合せ/ひらかた人権協会 TEL:072-844-8788 FAX:072-844-8799

お知らせ

大東市

人権週間記念のついで

■日時／12月10日(木)午後7時開演 ■内容／第1部 梶寿美子さんによる夢の演奏とトーク
第2部 小山明子さんによる講演「二人三脚で乗り越えた介護の日々～今日も二人で～」 ■場所
／大東市立総合文化センター大ホール ■定員／1200名(要入場整理券) ■入場料／無料
■問合せ／大東市生涯学習部人権啓発室 TEL:072-870-9061 FAX:072-870-0907

東大阪市

平和と人権のついで

■日時／12月4日(金)午後2時～ ■内容／講演「開発途上国発のブランドづくりをめざして」
■講師／山口絵理子さん(株式会社マザーハウス代表兼デザイナー) ■場所／東大阪市立男女
共同参画センター ■定員／244人 ■入場料／無料 ■その他／手話通訳・一時保育(要
事前申込)あり

平和と人権展&識字展

■日時／12月11日(金)～13日(日) ■内容／市内小中学校の人権作品展及び識字学級生
等の作品展 ■場所／東大阪市立児童文化スポーツセンター ■入場料／無料

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

■日時／12月16日(水)～17日(木) ■内容／パネル展等予定 ■場所／東大阪役所庁
舎1階多目的ホール ■入場料／無料

市民人権講座 第2期 第2講

■日時／10月20日(火)午後2時～3時30分 ■内容／「ココロの泉を掘り起こす! ～幸せ
の器を満たすために～」

市民人権講座 第2期 第3講

■日時／11月17日(火)午後2時～3時30分 ■内容／「人とのつながり ～ココロと住まい
のバリアフリーから～」

■場所／第2講 第3講共通／東大阪市男女共同参画センター 第1・第2研修室 ■定員／第
2講 第3講共通／40名 ■入場料／第2講 第3講共通／無料 ■その他／第2講 第3講共通
／受講申込要、手話通訳・一時保育あり(要事前申込)

■問合せ／上記事業すべて／東大阪市人権啓発課 TEL:06-4309-3156 FAX:
06-4309-3823

松原市

ひゅーまんフェスタ

講演会「さわる文化への招待」 ■日時／10月30日(金)午後1時30分～4時 ■内容／広瀬
浩二郎さん(国立民族学博物館准教授)による講演 ■場所／松原図書館 ■定員／120名
(先着順) ■入場料／無料 ■その他／一時保育あり(有料・要事前申込) ■問合せ／松原
図書館 TEL:072-334-8060 FAX:072-330-1475

渡辺千賀子のおはなしコンサート～美しい歌声で奏でる平和と人権への思い～

■日時／11月20日(金)午後7時～8時40分 ■内容／渡辺千賀子さん(ソプラノ歌手)によ
る歌と講演 ■場所／松原市ふれあい人権文化センター ■定員／200名(要整理券) ■入
場料／無料 ■その他／手話通訳・一時保育あり(保育は有料・要事前申込) ■問合せ／松原
市ふれあい人権文化センター TEL:072-332-5705 FAX:072-332-5570

羽曳野市

きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～

■日時／12月12日(土)午後2時30分～5時 ■内容／第1部 羽曳野市高鷺北小学校児童か
らの音楽の贈り物 第2部 講演 家田荘子さん「取材現場から～私の出逢った人たち～」 ■
場所／LICIはびきの ■定員／600名 ■入場料／無料 ■その他／手話通訳・一時保育(要予
約)あり ■問合せ／羽曳野市人権推進課 TEL:072-958-1111 FAX:072-958-8061

富田林市

2009とんだばやし人権フェア

■日時／12月5日(土)午前10時～3時(予定) ■内容／韓国伝統芸能グループ 益山市立
ブンムル団、ヒューマンメッセージ「私(たち)の大切なもの」写真展、市民活動団体によるパネル
展示・発表、小学生「私(たち)の大切なもの」ポスター展など ■場所／すばるホール
■入場料／無料

富田林市男女共同参画フォーラム「Be-inひろば」

■日時／2010年2月6日(土)午前10時～4時 ■内容／午前の部 分科会 午後の部 市
民劇団による演劇 富田林市出身の歌手「大西ユカリさん」を講師に招いての講演会 ■場所
／すばるホール ■定員／250名 ■入場料／無料
■その他／手話通訳・要約筆記あり ■問合せ／(上記2事業とも)富田林市人権政策課
TEL:0721-25-1000 FAX:0721-25-9037

河内長野市

人権を考える市民の集い

■日時／11月28日(土)午後1時30分～午後3時30分 ■内容／逢 洋子さんの講演 ■
場所／河内長野市立文化会館(ラブリールホール)大ホール ■定員／1,300名 ■入場料／無
料 ■その他／手話通訳・要約筆記、一時保育あり

共に生きる社会をめざして ～障がい者の就労について～

■日時／10月31日(土)午前10時～12時 ■内容／大谷多美子さん(河内長野市作業所連
絡協議会会長)による講演と「就労支援の現場から」の上映など ■場所／河内長野市立市民
交流センター(キックス)大会議室 ■定員／100名(先着順) ■入場料／無料 ■その他／
手話通訳・要約筆記あり

共に生きる社会をめざして ～障がい福祉を考える～ 啓発映画鑑賞会

■日時／2010年1月27日(水)午後1時30分～3時30分 ■内容／映画「筆子-その愛-
天使のピアノ-」 ■場所／河内長野市立文化会館(ラブリールホール)小ホール ■定員／
450名 ■入場料／無料 ■問合せ／(上記3事業とも)河内長野市人権協会
TEL:0721-53-1111(内線261・263) FAX:0721-53-1955

太子町

太子町人権啓発推進大会 講演会

■日時／12月3日(木)午後2時～ ■内容／大村昆さんの講演 ■場所／太子町立万葉ホー
ル ■入場料／無料 ■問合せ／太子町住民生活課 TEL:0721-98-5515
FAX:0721-98-2773

堺市

日本女性会議2009さかい

■日時／10月30日(金)～11月1日(日) ■内容／男女共同参画社会の実現をめざし、全国
規模の交流の促進と情報ネットワークの構築を図ることが目的の講演会やシンポジウム、分科会
等を開催、3日目エクスカーション(市内観光等)含む ■場所／堺市民会館・リーガロイヤルホ
テル堺 他 ■定員／4,000名 ■その他／手話通訳・要約筆記・託児サービスあり

2009年度 女と男のフォーラム ～男女平等社会の実現をめざして～

■日時／11月15日(日)午後1時30分～3時30分 ■内容／講演「災害を女性の視点から検
証して ～報道されなかった阪神・淡路大震災～」 講師:正井禮子さん(NPO法人女性と子ども
も支援センターウィメンズネット・こうべ代表) ■場所／堺市総合福祉会館 大研修室 ■定
員／120名 ■入場料／無料 ■その他／手話通訳・要約筆記・託児(要事前申込:2～6歳の
未就学児が対象※託児申込の締め切り10月30日)あり ■問合せ／(上記2事業とも)堺市男
女共同参画推進課 TEL:072-228-7408 FAX:072-228-8070

高石市

人権を考える市民の集い

■日時／11月27日(金)午後1時30分～3時 ■内容／講演(トーク&演奏)「ちがうことこそ、
認め合えばいい」 講師:ロビン・ロイド&後藤ゆり子さん ■場所／高石市役所 別館3階
多目的ホール ■定員／120名 ■入場料／無料 ■その他／手話通訳あり、「特別人権相
談所」併設(午後1時～4時) ■問合せ／高石市人権協会(高石市人権推進課内)
TEL:072-265-1001 FAX:072-263-6116

忠岡町

童謡コンサート～人権のついで～

■日時／11月8日(日)午後1時30分～2時30分 ■内容／もり・けんさん(ハーモニカ奏者)
による童謡のコンサート ■場所／忠岡町ふれあいホール ■定員／120名(要事前申込)
■入場料／無料 ■その他／一時保育あり(有料・要事前申込) ■問合せ／忠岡町町長公室
自治推進課人権平和室 TEL:0725-22-1122 FAX:0725-22-0364

田尻町

心つながりあう家族のために ～DV・子どもへの虐待を乗り越えて～

■日時／11月6日(金)午前10時30分～午後12時15分 ■内容／藤木美奈子さんによる
講演 ■場所／たじりふれ愛センター ■定員／60名(先着順) ■入場料／無料 ■その他
／手話通訳・一時保育あり(いずれも要事前申込) ■問合せ／田尻町総務部企画人権課
TEL:072-466-5019 FAX:072-466-8725

泉南市

2009年度人権啓発講座

■第2回「新しい視点からの同和問題を考える」 ■日時／10月30日(金)午後1時30分～3
時30分 ■講師／石元清英さん(関西大学社会学部教授・人権問題研究室長)
■第3回「私と部落問題 ～私の生きてきた道～」 ■日時／2010年2月19日(金)午後1時
30分～3時30分 ■講師／塩谷幸子さん(NPO法人サポートネットワークぬくもり理事長)
■第4回「人権のとらえ方 ～差別事象から考える～」 ■日時／2010年2月26日(金)午後
1時30分～3時30分 ■講師／大和勇三さん(茨木市人権センター)

(場所、定員、入場料、その他人権啓発講座共通)
■場所／あいびあ泉南(泉南市総合福祉センター) 3階研修室1・2 ■定員／90名 ■入
場料／無料 ■その他／手話通訳・一時保育あり(第2回は10月19日(月)まで、第3回は2月8日
(月)まで、第4回は2月15日(月)までに要事前申込)

2009年度高齢者生きたい・交流高座

■日時／2010年3月23日(火)午後2時30分～4時30分 ■内容／第3回「新ちゃんのお笑
い人権講座」 講師:露の新治さん(落語家) ■場所／泉南市立鳴滝第一小学校 ■定員／
200名 ■入場料／無料
■問合せ／(交流高座・人権啓発講座とも)泉南市人権協会 TEL:072-485-1401
FAX:072-485-1405

2009人権週間「市民の集い」

■日時／11月29日(日)午後1時30分～3時30分(開場午後1時～) ■内容／講演「太郎が
恋をする頃までには…」 講師:栗原美和子さん(フジテレビ・プロデューサー) ■場所／泉南
市立文化ホール ■定員／500名(先着順) ■入場料／無料 ■その他／手話通訳・一時保
育あり ■問合せ／泉南市人権推進課 TEL:072-480-2855 FAX:072-482-0075

阪南市

2009人権を考える市民の集い

■日時／12月5日(土)午後1時30分～3時(開場午後1時～) ■内容／講演会「ヤンキー自
分流に生きる」 ■講師／笹岡郁子さん(有限会社・モ・ソリューション代表) ■場所／阪南市
立文化センター(サラダホール) 小ホール ■定員／150名(先着順) ■入場料／無料 ■
その他／手話通訳・一時保育(要予約)あり ■問合せ／阪南市人権推進課
TEL:072-471-5678 FAX:072-473-3504

岬町

みさき秋の市～いにしへの京の都から踊り子隊がやってくる～

■日時／11月15日(日) 午前10時～午後4時 ■内容／岩崎裕美With京小町踊り子隊(ト
ーク&ショー)など ■場所／岬町健康ふれあいセンター ピアッツァ5 ■入場料／無料 ■
問合せ／岬町企画部人権推進課 TEL:072-492-2773 FAX:072-492-3100

大阪市

人権講演会 ～生きる勇気をありがとう～

■日時／10月31日(土)午後2時30分～4時 ■講師／清水哲さん(元PL学園高校野球部)
■場所／大阪市立生江人権文化センター ■定員／300名(先着順・要事前申込) ■入場
料／無料 ■問合せ／大阪市立生江人権文化センター TEL:06-6925-5621 FAX:06-
6925-6168



JR環状線新今宮駅を出て、道を天王寺方面に歩いていくと、阪神高速松原線が上を走る。そのそばに、大きな碑が立っている。「上方演芸発祥の地、てんのじ村記念碑」である。直木賞作家難波利三さんの「てんのじ村」の舞台となったまちで、今の西成区山王あたりになる。

1889年(明治22年)に町村制の天王寺村ができたが、大阪市の市域拡張が行われるようになって、天王寺村の一部が南区や天王寺区などに編入されていき、このあたりも1925年(大正14年)には西成区に編入された。最後まで残ったことから、その後もこのあたりを「てんのじ村」と呼ぶようになったという。

ここは道頓堀や千日前、そして新世界などの演芸街に近かったため、全国各地から芸人たちが集まり、1945～55年(昭和20～30年)ごろの最盛期には300人以上が住んでいた。角帯姿や三味線を持った芸人が行き交い、長屋をはさんで、稽古の声や音が、夜遅くまでこだましたと言われる。すぐそばの新世界に通じる商店街の「ジャンジャン横丁」は、この演芸街の三味線の音から名づけられたという。

この新世界は、1903年(明治36年)に開催された内国勸業博覧会

の跡地に、パリの凱旋門とエッフェル塔とを一体化したような通天閣(初代)が建てられ、そこにつながるゴンドラも建設された。まわりには多くの店や劇場が建ち並び、1918年(大正8年)にはドーム型の大阪国技館も建てられ、大阪相撲を開催していた。今は大阪国技館跡の碑が立つのみであるが、その街の勢いは脈々と今に続いている。このような街がそばにあって、芸人の街「てんのじ村」が育てられた。

芸能は、その歴史をふりかえると、社会の中で決して高くは扱われなかった。そのため、常に民衆の側に立って、民衆の中にある知恵を表現したり、笑いを取り上げて和ませたり、時には民衆を苦しめる権力者を風刺して、その気持ちを代弁することもあった。この「てんのじ村」は、このような庶民の芸能を守ってきたのだろう。

今は、芸人は数名となったが、この地域は戦災を逃れたために、当時の長屋がその面影を残している。この芸人の街を後世に伝えようと、街や芸人の有志たちによって、1977年(昭和52年)11月に記念碑が建立された。碑の台座には「大入」と書かれており、庶民の芸能をしたかたに、そして力強く守りぬく、大阪の芸人気質がうかがわれる。



せんそうと平和

岬町 小学三年生(当時)

小林海斗

せんそうは ダメなこと

せんそうは 人間のかなしみ

せんそうは 人間のいたみ

せんそうは 人間のうらみ

せんそうは 人間のしかえし

でも うらみやしかえしからは

何もいいことは生まれない

平和は いいこと

平和は うれしい

平和は たのしい

平和は たいせつ

平和は えがお

世界中

せんそうがなくなればいいのに

世界中

平和になればいいのに

ありがとう

大阪市 中学二年生(当時)

古谷 ちはる

生んでくれてありがとう。

お母さん。この私を育ててくれてありがとう

通訳してくれてありがとう。

とうちゃん。一緒に遊んでくれてありがとう

いろいろがまんしてくれてありがとう。

お兄さん。手話を覚えてくれてありがとう。

仲良くしてくれてありがとう。

友達。たくさん遊んでくれてありがとう。

手話をいっしょけんめい覚えてくれてありがとう。

みんな。障害者のための行事を考えてくれてありがとう。

こんなにたくさんの方が私の周りを囲んで私を幸せにして

くれる。私だけじゃなくて同じ障害者も幸せになっている。

結婚もできる。夢も叶えられる。障害者もできることがあ

るから。幸せだよ。本当にありがとう。

みんな。ありがとう。

2008年度(平成20年度)人権啓発詩読書感想文募集事業
(大阪府大阪府教育委員会愛ネット大阪の入選作品より)

2009年(平成21年)10月発行

この情報誌は7,000部作成し、1部あたりの単価は97円です。

発行/大阪府府民文化部人権室

編集/財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL.06-6944-6189 FAX.06-6944-6616
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985
http://www.jinken-osaka.jp